

教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 26 年 6 月 12 日
開 会 時 刻	午後 1 時 39 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 17 分
出 席 委 員 名	◎中山裕司 ○世古明 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行 福井輝夫 藤原清史
	西山則夫
	世古口新吾 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	なし
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）」（案）について
	2 子ども・子育て支援新制度にかかる特定教育・保育施設の運営に関する基準等（案）について
	3 伊勢市新型インフルエンザ等行動計画（案）について
	4 第2次行財政改革大綱の総括について
	5 学校給食の値上げについて
	6 第76回国民体育大会について（報告案件）
	7 低炭素社会モデル事業のその後の経過について（報告案件）
説 明 員	教育長 健康福祉部長 健康福祉部次長 福祉総務課長
	こども課長 健康課長 健康課副参事 情報戦略局長
	情報調査室長 財政課長 教育部長 学校教育課副参事
	スポーツ課長 環境生活部長 環境課長
	都市整備部長 ほか関係参与

協議結果並びに経過

教育民生委員会終了後、中山委員長協議会を開会し、「『伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）』（案）について」、「子ども・子育て支援新制度にかかる特定教育・保育施設の運営に関する基準等（案）について」、「伊勢市新型インフルエンザ等行動計画（案）について」、「第2次行財政改革大綱の総括について」及び「学校給食の値上げについて」の5件を協議し、「第76回国民体育大会について」及び「低炭素社会モデル事業のその後の経過について」の2件の報告がありましたが、その概要については次のとおりでした。

開会 午後1時39分

◎中山裕司委員長

ただいまから教育民生委員協議会を、開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期)(案)について」、「子ども・子育て支援新制度にかかる特定教育・保育施設の運営に関する基準等(案)について」、「伊勢市新型インフルエンザ等行動計画(案)について」、「第2次行政改革大綱の総括について」、「学校給食費の値上げについて」、以上5件及び報告案件といたしまして、「第76回国民体育大会について」、「低炭素社会モデル事業その後の経過について」の2件であります。

それでは、これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出があれば随時行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

【伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）（案）について】

◎中山裕司委員長

それでは「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期)(案)」についての御協議を願います。

当局からの説明を願います。

はい、教育長。

●宮崎教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、健康福祉部から「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期)(案)」について、ほか報告案件も含めまして全部で7件でございます。

それでは協議案件の順番に従いまして所管から、説明をいたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●杉坂福祉総務課長

「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期)(案)」について、資料1に基づきまして、説明させていただきます。

1の計画策定の目的でございますが、「地域福祉」とは、それぞれの地域で安心して暮らせるよう、官民を問わず社会福祉関係者がお互いに協力し、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方で、社会福祉法においては、福祉サービスを必要とする人たちが、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力しまして地域福祉の推進に努めることとされております。

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域福祉の理念と仕組みを示す計画、概念でございます。今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱と位置づけられております。

2番目の第1期計画、平成21年度から平成25年度の検証でございますが、第1期計画は、伊勢市総合計画「みんなのまちの計画」の基本計画「生活・健康・福祉」部門の実施計画として位置づけられておりまして、市におきまして実施する「伊勢市総合計画の実現状況把握に係る住民実感等調査」の生活・健康・福祉分野の結果を参考にしまして、住民意識の変化を検証しましたところ、平成19年度から平成24年度の回答結果におきましては、数値にほとんど変化が見られず、課題が改善されていないことがわかっております。

3番目の住民アンケート、地域懇談会における意見でございますが、平成25年11月に「一般市民対象アンケート」の実施、市内9会場において、主にまちづくり協議会等の団体で実施しました「地域懇談会」では、「見守る人がいない、困ったときどう相談すればいいのかわからない、地域のつながりが希薄、孤立、民生委員の限界、支える人の限界、自治会役員の高齢化、交流が少ない」、といった意見が各会場で寄せられております。

4番の計画が目指すことでございますが、第2期計画では、第1期計画を補強しまして、策定後に発生しました新たな課題への対応などを盛り込みまして、計画の目的であります「人と人とのつながりを基本とした、助け合い、支え合いによるまちづくり」の推進を目指すこととしております。

5番の計画の期間でございますが、第2期の計画期間は5年間としておりまして、平成26年度から平成30年度までとしております。なお、第1期は、平成21年度から平成25年度まででございます。

6番目の計画の基本理念、基本目標でございますが、第1期の計画のものを継承しまし

て、(1) 基本理念としまして、「みんなの絆と“地域の力”で育む心豊かなまち」、「いきいきと安心して健康に暮らせる伊勢市を目指して」、(2) 基本目標としましては、①から④でございますが、①支え合い・助け合いによるまちづくり、②安心・安全のまちづくり、③地域で支える子育てのまちづくり、④健やかで生きがいのあるまちづくりとしております。

7番の第2期計画の策定にあたっての主なポイント、計画の進め方でございますが、住民アンケートや地域懇談会での意見を踏まえまして、5項目あげさせていただいております。

1つ目としまして、福祉に関する制度やサービスについての情報発信と周知方法を見直すことで、住民に情報が行き渡るような取り組みを行い、また、地域福祉計画の啓発、地域福祉の考え方に対する住民の意識高揚を図ることとしております。

2つ目としまして、伊勢市ボランティアセンターが実施する各種講座やさまざまな事業実施を通じまして、住民一人一人が活動しやすい環境を整備するとともに、活動家の支援、「支える人、担い手」の育成を行うこととしております。

3つ目としまして、住民や地域からの福祉に対する相談に対し、横断的に対応できる体制づくりや、地域での見守り、問題の発見、解決のための「つなぐ」機能を確保することとしております。

4つ目としまして、一人一人が住んでいる地域に関心を持ち、人と人との関わりを通じた地域におけるふれあいのための活動の活性化を図ることとしており。具体的な取り組み事例を、御手元の計画書の35ページに記載させていただいておりますが、そこを参考にさせていただきたいと思っております。

市や社会福祉協議会と地域に区分しまして、取り組みの内容を記載し、右列に具体的な取り組み事例をあげまして、「すぐに取り組めること」、「インフラや制度整備を伴うもの」、「時間をかけて取り組むこと」に整理し、できることから実践することとしております。

資料に戻ってきまして、5つ目としまして、地域の活動を通じ、住民の生活、意識がどう変化したか、地域懇談会やアンケート調査などを継続的に実施、検証しまして、計画の理念が住民の生活にどう浸透したか、また、計画が実態に則しているか、新たな課題が発生していないかなど、計画の進行管理の仕組みを確立することとしております。

8番目でございますが、今後の予定としまして、6月23日から7月22日の間、パブリックコメントを実施予定としております。なお、手続きが完了しました次第で完成を9月ごろをめどとしております。

また、今回の完成が、会議の開催回数の増や、地域懇談会、アンケート調査の日程等によりまして、完成が少し遅れたような状況になってございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

はい、吉井委員

○吉井詩子委員

数点お聞きしたいと思います。

今、御説明いただきました、5の計画の期間のところ、「なお第1期は平成21年度から平成25年度まででした」とあります。

ですが、まずこの計画は、2ページのところで、現在の計画、「平成21年度から平成25年度は」と書いてあります。

また、これずっと見ていきますと、27ページにも現在の計画がと書いてあって、28ページも2カ所あります。

それから30ページにも書いてあるんですが、これちょっと期限がもう終わったのに、現在のと書かれているのはちょっとおかしいと思うんですが、その点いかがですか。

◎中山裕司委員長

課長。

●杉坂福祉総務課長

25年度でこの策定推進委員会を立ち上げまして、その25年度末で完成を見ておりましたけども、ちょっと26年度にずれ込んだことから、現在の計画というような表現をさせていただいておりますが、今、委員御指摘の第2期計画というような形で訂正をさせていただきたいと思います。

◎中山裕司委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

第1期計画と訂正してもらわないといかんと思うんですが。

◎中山裕司委員長

課長。

●杉坂福祉総務課長

すみません。今の訂正させていただきます。現在の計画というところを「第1期」というような表現で修正をさせていただきたいと思います。

◎中山裕司委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

この点なんです、ほかのところでは、また前の計画ではっていうふうには書いてあるところもありますので、何かこう賞味期限が切れたお菓子を並べられて、今日のやと言われたり、昨日のやと言われたりしとるような違和感がありますので、整理していただいて、

文言を変えていただきたいと思います。

それから、この第1期の計画が総合計画の実施計画の位置づけであって、今回の計画がそれを引き継ぐものだというふうに説明があったんですが、総合計画は今のつくっているところでございますので、今回の計画と、総合計画との関係についてちょっと教えていただきたいと思います。

◎中山裕司委員長
課長。

●杉坂福祉総務課長

今回、福祉計画が26年から30年という形で、1年先行してですね、計画を策定されておりますので、ここの福祉計画の中身を総合計画のほうに盛り込んでいただくように、調整をさせていただくようなことを考えております。以上です。

◎中山裕司委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、ありがとうございます。

それでですね、私も総合計画の審議会にも行かしてもらったんですが、やはりこの福祉の部門には地域包括ケアシステムという文言もあります。

昨日、総務委員会のほうにも定住自立圏の共生ビジョンのほうにも地域包括ケアシステムを入れたらどうやとの意見もあったというような報告もありました。

この報告は全体を見てもと、医療と福祉のところちょっとその文言が出ていますが、やはり先ほどの地域包括ケアシステムの説明があった中の、生活支援介護予防ついでに老人クラブ、自治会、ボランティアなど、いろいろ書いてありますので、ここの部分に当たるのがまさにこの計画に当たると思っていますので、やはりこの計画においても、それらのことに地域包括ケアシステムということに関して、もう少し出てないかだめじゃないのかなと思うんですがその辺の議論はあったのかどうか教えていただきたいと思います。

◎中山裕司委員長
はい、部長。

●鈴木健康福祉部長

この地域福祉計画と申しますのは、それぞれの法律に基づいて、例えば、障害者の計画であるとか、児童の計画であるとか、それから高齢者の計画であるとかっていうのがありまして、それを、例えば、地域の支えあいとか助け合いというふうな部分でそれぞれの計画では関連するんですが、それを横断的に地域福祉計画の中で地域力を高めていきたいと思います、っていうふうな計画になっております。

その中で例えば、障害でも、高齢者でも全ての項目が地域福祉計画の中に入っておるわけではないんですが、その地域包括ケアシステムについてはこの介護保険の計画の中であたいこんでいくと、その中で、またその地域力、地域の助け合いとか、そういったものについては、この地域福祉計画と相関連しながら進めていくというふうな形で進めていきたいと思っておりますので、地域包括ケアシステムについては介護保険のほうであたいわせていただきたいという考えております。以上です。

◎中山裕司委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

介護保険のほうにも、今後地域支援事業といういろいろな問題が出てまいりますので、これに関係してまいりますので、これはこれ、介護は介護というように考えるのではなく、やっぱり連携して考えていただきたいなど、また御検討をお願いします。

次に細かい内容の点なんですけど、コミュニティーソーシャルワーカーのことが出ていたと思うんですが、36ページと34ページにその説明が出ているんですが、この点に関しましては、テレビのドラマでこないだ終わったばかりですが、NHKのサイレントプアというドラマで、社協さんのCSWがありまして、本当に、これに取り組むっていう自治体が出てくるんじゃないかなって思う中で、もう既にここに載せてもらっているということで、非常に先見の明があるということで、敬意を表したいなと思っております。

ここで、あのドラマでは市との葛藤がいろいろあったんですが、このコミュニティーソーシャルワーカーと市との連携でありますとか、ちょっと具体的にお考えをお聞きしたいんですが。

◎中山裕司委員長

次長。

●江原健康福祉部次長

今でもですね、さまざまな福祉の関係の問題も起こっております、例えばごみ屋敷であるとか、いうふうなところが起こっております、それに対していろいろ対策、その時その時に対応しておるような状況がございます。

ただ、市といいますと、縦割りのような形でのところは、どうしても強くなってしまふ、どこの担当やと、いうふうなところが強くなってしまふ部分があるかと思っております。

ただ、コミュニティーソーシャルワーカー、こないだからテレビでそれ拝見させていただいておりますと、全体をコーディネートしていただく、地域の力を使ったりとかですね、役所の関係部署との連携をとっていただいたり、っていうふうなところが、コミュニティーソーシャルワーカーさんのやっていただいておりますというふうなことでちょっと見せていただいております。

ですので、役所の仕事であるとか、社協さんの仕事であるとかというふうなところの横

串を刺していただくような役割かな、というふうに考えております。

◎中山裕司委員長

はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

ぜひこれ、しっかりと根づいていくように、またやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎中山裕司委員長

西山委員。

○西山則夫委員

2点ほどお聞かせいただきたいと思っております。

まず、一番最初の3項の住民アンケート、地域懇談会における意見ということで、書いておまして、ここには、見守る人がいない、困ったときどう相談すればよいのかわからない、地域のつながりが希薄、民生委員の限界、支える人の限界、自治会役員の高齢化、交流が少ないといった意見がそれぞれ地域で出されているということで、当局としては受けとめているわけですね。

基本的に、こういった問題が今、それぞれの地域で本当に大変な実態と言うんですかね、こういった実態があるということは、アンケート、懇談会でも出ているわけです。

基本的にこういったところ、地域として、当局として、どのように受けとめて、どのようにこれから考えていくのか、そういったことがないとですね、この地域福祉計画というそのものが、本当に絵に描いた餅になっていくような気がします。

こういった課題が今、出ていることを市としてどう受けとめてどう対処していくのか、ということをも、現段階で答えがあればお聞かせ願いたいと思います。

◎中山裕司委員長

部長。

●鈴木健康福祉部長

確かにこういったアンケートがあり、市としても、後継者がいない、それから、地域のコミュニティが希薄化してる、こういった状態があります。

これについて私どもも十分認識をしておまして、この地域福祉計画の中でも、なかなか市では手が届かないところで、隣近所であるとか、そういった方々の助け合いというものを大事にしながら、コミュニティを形成しながらやっていかなければならないというふうな認識しております。

また、これについては、例えば目指す方向等々で、市や社協でやること、地域でやること等々、掲げさせていただいておりますが、これに基づいて、地域づくり、まちづくり協議会と関連する部分もあろうかと思いますが、そういった部分でやっていくというところ

ろであるとか、そういった住民の意識を変えていかなければならないというふうな方向で、今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎中山裕司委員長
西山委員。

○西山則夫委員

部長、そういう答弁になろうかと思うんですけどね、やはり、先ほど申しました内容は本当に具体的に、今、地域が抱えている問題なんですね。

例えば民生委員のなり手がなく、地区担当事務員さんのなり手がなく、自治会長さんのなり手も少ない交代になって、そういったことはもう本当に地域の、伊勢市のほとんどの地域で見られる事象なんですね。

そのことに対して、市、行政としてどのような手だてをこれから打ち立てていくかということをやはり示さないと、住んでる方々に対して、何をしてくれるんだ市は、いわゆる補完性をどうしていくんだということをきちっと、訴えているわけですね、アンケートでも懇談会でも。

だからそれを、明確にやはり、市民の皆さんに示すということがなければ、地域福祉計画、一緒にやりましょう、というところで、なかなかその主体となる人がいないということでしょう、だからそこをきちっと明確に市としても受けとめて、そういったことを改善しながら地域福祉計画を進めていくんだ、個々の具体例をね、やってけばできると思うんですけども、そこをきちっと押さえながら前へ進まない、私はいけないと思っておりますので、もう一度見解をお聞かせください。

◎中山裕司委員長
部長。

●鈴木健康福祉部長

この計画書の中の 35 ページにそれぞれの取り組み、あるいは、具体的な取り組み事例ということであげさせていただいております。

例えば、35ページの1番目でありますと、市や社協の部分としまして、すぐに取り組めること、それから、インフラ整備等伴うもの、それから時間をかけて取り組むこと、こういった形で仕分けをさせていただきまして、例えば、事例ではございますが、ボランティア活動のあっせんの紹介であるとか、情報の発信、ボランティアセンターへの登録の活性化とか、こういったことをこれから幾つかあげさせていただいたわけでありまして、これも社協さんの地域福祉の活動と共にですね、こういったことできることから、やっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎中山裕司委員長
はい、西山委員。

○西山則夫委員

私、社協に何も求めていないんです。

市として区長さんとか自治会長さんにいろいろ仕事をお願いしとるということもようけあるわけです。その人たちは苦勞されながら、ある意味ではボランティア的なこともようけやっていたらいいですね。

だから、自治会長さんと社協とはあんまり関係ない、やっぱり市というところが窓口になつとるので、そこをきちっとね、どういったフォローをしていくんだということを明確にやっぱりこれから示していかんと、だんだんなり手も無い、遠慮していくということになるんで、今ここで答えを求めることではありませんけども、ぜひそういう位置づけをきちっと押さえていただきたい、と私は思っております。

2点目は、これ少し先の話になって恐縮なんですけど、このアンケートとか、地域懇談会やって、これ伊勢市全体の地域福祉計画にしていこうということなんです。

しかし、伊勢市の中にはいろんな地域がありまして、山、海、市内中心街、というところがあって、それぞれの人口、あるいは世代別の構成とか、全部違ってきているんですね。

だからそこら辺が、一律的に、これを当てはめてやっていくというよりも、ある意味では、これから想定されるであろう、地区みらい会議がこの地域福祉計画なんかを受けてですね、どのような行動をしていくかということが問われてくると思うんです。

その地区みらい会議に求めるのは難しいかもわかりませんが、そこでのね、地区みらい会議が地域福祉計画もやはり担っていただくんだという思いがあるのか、いやいやもう地区みらい会議は地区みらい会議で、課題別に何かやればいいんだというところか、将来に向かっていくそこら辺のこともきちっと押さえておかないと、ただ、地区みらい会議はこっちで動いとる、地域福祉計画はこっちで動いとるということには、私はならんように思うんですが、そこら辺少し、今の段階で見解があれば。

◎中山裕司委員長

次長。

●江原健康福祉部次長

おっしゃること、ごもつともなことでございます。

地区みらい会議におきましても、高齢者の方々の対策であるとか、防災であるとかいろいろ地域の問題に取り組んでいただいております。この地域福祉計画についても同様の目標と言いますか、そういうふうな目的を持ってやっておることによってございまして、連携とってやってかないかんといいように考えております。

◎中山裕司委員長

はい、西山委員。

○西山則夫委員

そういうやっていかないかんと思っている、ということなんですけど、具体的にどうするかっていいますと、私も少し、そういう自分の思いがまとまってないんで申し上げにくい

んですが、先ほど申しあげましたように、地域によっていろんな条件が違ってくる、地区みらい会議がそういった違った条件の中で地区のことをやっいてこうということですから、この中の地域福祉計画をどう地域で具現化させていくかということは、かなり地域にとって難しい課題、重い課題やと思うんですよね。

逆に言えば行政がなかなかできないことをしてもらおうということですから。

私、申しあげましたが、自分自身の考え方はまとまってないんで地区みらい会議で担うべきなんかどうかっていうことをまだ、申しあげませんけども、こういったことも地区みらい会議であるんならね、今後の将来計画の中でどうしていくか、地域のあり方をどうしていくかということもぜひ検討いただきたい、ということをお願いいたします。

◎中山裕司委員長

他にございませんか。

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

35ページ以降にですね、具体的な取り組み事例というものあげてもらってあるんですが、その中で、空き家対策という部分が出てまいります。

私も会派のほうで、先進地にお邪魔して勉強もさせてきてもらったんですけど、その対応につきましては大変難しい要素も多く含んでおりましてですね、ということを理解して帰ってきたんです。

今回そういうことで、あげてもらっておりますことに大変期待もするんですが、この参考資料の中に関係機関の一覧というのがありますよね、資料、市役所の各所管課という部分で、一覧表があげてもらってあるんですが、この空き家対策というのは、どこの課が対応していただけるんか、こちらで出てこないんです。その辺どうでしょう。

◎中山裕司委員長

都市整備部長。

●高谷都市整備部長

空き家対策でございますけれど、従来、総務政策委員会のほうで御審議いただいておりますけども、今後は都市整備部のほうで対応するというところで検討しておりますので、よろしく願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

私、言いたいのは、資料にあがってない、ここが入ってないということをお知らせもしたかったんです。都市整備でいいということなんですかね。

◎中山裕司委員長
次長。

●江原健康福祉部次長
申しわけございません。
そのように、訂正させていただきます。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎中山裕司委員長

私のほうから一言申し上げておきます。

先ほどの西山委員の質問というのは、地域福祉政策に対する基本的な当局側の考え方、これがやっぱり、この段階では実施されておらないと思うんです。

こういうような課題に対する具体的な取り組みとはありきたりの、当たり前なのが表現されてる。

それやなしに、西山委員が質問されたということは、そうじゃなくして、そういうような地域福祉を本当に具体的にどう進めていくのか、具体的にこういう現象がでてきとる。

これをどのように克服していくのか、このことこそが今の地域福祉を進めていく非常に重要な、根幹にかかわる問題だということで、御質問されたと思うんで、その辺をきちっとやっぱり、していただきたいと思います。

そのもう1点は、地区みらい会議ですか、これについてはどうなんかというのは御質問もあったけれども、私はやっぱりこの地区みらい会議が地域福祉を進めていくというような、具体にはならないと。

これ、やっぱりきちっとやっぱり当局側は、みらい会議のやっぱりそういう位置づけ、そういうものを今後考えていかないと、そういうものに依存していくということは、本来的に言う地域福祉を実現していくというような、ここに書かれとるような理念とか、その目標を具体的に進めていくということにはならないということもですね、あわせて申し上げておきたいと思います。それでは2時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

【子ども・子育て支援新制度に係る特定教育・保育施設の運営に関する基準等(案)について】

◎中山裕司委員長

休憩を閉じ会議を開きます。

次に、「子ども・子育て支援新制度に係る特定教育・保育施設の運営に関する基準等(案)」についての説明を願います。

課長。

●藤原こども課長

「子ども・子育て支援新制度に係る特定教育・保育施設の運営に関する基準等(案)」について御説明をさせていただきます。

資料2の1ページ「1概要」をごらんください。

幼稚園や保育所の利用をはじめとした子育て支援関連の制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育と保育の一体的な提供と保育の量的拡大等を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」等が公布され、平成27年4月にいわゆる「子ども・子育て支援新制度」の本格施行が予定されております。

この制度の中で、就学前の子どもの教育・保育を行う施設や事業等の設備及び運営に関する基準につきましては、国の定める基準を踏まえ、各市町村の条例等により定めることとなっております。

市が条例等で基準を定めるにあたっては、2にありますように、従うべき基準と参酌すべき基準としまして内閣府令及び厚生労働省令で定められております。

伊勢市が定めるべき基準としましては、3に掲げた3つの基準であります。(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、この3つの基準となります。このほかにも今後国から示される基準等の状況によりましては、追加が生じることもございます。

2ページをごらんください。

4としまして、基準案の基本的な考え方につきましては、当市における従来の事業運営が、国の基準に合わせて行われており、現状において運営上の課題が認められていないこと、利用者視点からも当然必要な事項であることから、国が定める基準どおりとし、また、現在当市で実施していない新規事業についても国基準どおりとするものであります。

それでは、各基準の内容について御説明をさせていただきます。

なお、項目が多いため、各基準ともポイントとなる項目のみ御説明させていただきます。

まず、3ページから8ページまでが「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」でございます。

「特定教育・保育施設」とは、新たな制度のもとで給付対象施設となる保育所、幼稚園、認定こども園を指します。「特定地域型保育事業」とは、家庭的保育などの小規模な保育事業で給付対象事業となるものを指します。

これらの施設や事業を行う者に対し、給付を受ける施設や事業所として確認するためにその運営基準を定めるものであります。なお、保育所、幼稚園、認定こども園の設備に関する基準につきましては、認可権者が県知事であり、県条例等で規定されます。

利用定員、就学前児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに健全な発達に密接に関連するものは「従うべき基準」、その他の項目は「参酌すべき基準」とされております。

項目の多くは、これまでも児童福祉法等の法律や省令、通知等で定められていた事項で、今回の基準は概ねそれらに沿ったものとなっております。

国が示す「従うべき基準」、「参酌すべき基準」ともに国の基準どおりとします。

まず、「利用定員」につきましては、認定こども園及び保育所の利用定員は20人以上とし、①から④の地域型保育事業は各事業とも国が定義している定員とします。

次に、4ページの上から2つ目「提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約」につきましては、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を事前に説明し、同意を得ることとします。この基準についてはこれまでになかった基準になります。

次の、「応諾義務」につきましては、保護者からの利用申込を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないというものでございます。

次の「定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考」につきましては、教育標準時間認定を受けた子ども、いわゆる幼稚園利用の子供に当たりますが、この場合は抽選や先着順等の選考方法をあらかじめ明示した上で選考することとします。現状でもこのような対応をされております。

保育認定を受けた子ども、いわゆる保育所利用にあたる子供の場合は、市が利用調整を行うこととします。保育の必要度を指数化しまして選考し、希望施設が利用できない場合には他の施設を案内、調整していくもので、これも従来どおりであります。

次に、5ページをごらんください。

1つ目の「支給認定証の確認、支給認定申請の援助」につきましては、施設及び事業者は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認しなければならぬものとします。認定という仕組みはこれまではございませんでしたので新たな項目となります。

一番下の「上乗せ徴収等の取扱い」につきましては、これまでの保育所では遠足等の行事における実費徴収はございましたが、基本的には保育料への上乗せはございませんでした。幼稚園におきましては、各施設で教材費等を含めた形で保育料を設定しているケースがあります。新たな制度におきましては、市が定めた基準による保育料を基本としまして、実費徴収及び付加的事業にかかる上乗せ徴収ができるという仕組みに変わりますので、このように定めるものであります。

次に6ページをごらんください。

3つ目の「運営規定の策定」につきましては、施設及び事業者は、①目的及び運営の方針、②教育・保育の内容、④教育・保育を提供する日及び時間、提供しない日、⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由、⑨非常災害対策、等の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならぬものとします。これまでの国の規定等では具体的には規定されておりましたが、利用者に明らかにしておくべき事項ですので国基準どおり定めることとします。

次に、7ページの2つ目の「評価」につきましては、自己評価及びそれに基づく改善は全ての施設・事業で行い、さらに学校関係者評価あるいは第三者評価の受審に努めることとします。これまでも国の通知ではあった事項ですので国基準のとおり定めることとします。

次の、「苦情処理」につきましては、社会福祉施設である保育所におきましてはこれまでも規定されている事項ですので、国基準どおり定めることとします。

8ページをごらんください。8ページの下「その他」としまして、過料を定めることとします。

この規定が、内閣府令では基準として定められてはおりませんが、「子ども・子育て支援法」に規定されている過料について、不正を防ぐために条例に盛り込むものであります。

以上が、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の案でございます。

続きまして、9ページの「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について御説明をさせていただきます。

家庭的保育事業等としましては4つの類型がございます。

定員5人以下でお預かりする「家庭的保育」、定員6人から19人でお預かりする「小規模保育」、企業が従業員の子供を預かるとともに、地域の子供にも保育を提供する「事業所内保育」、基本1対1で預かる「居宅訪問型保育」でございます。なお、小規模保育につきましては、設備や職員の配置状況等によりABCの3つの型に区分し、C型のみ定員を6人から10人とします。

これらの事業につきましては、児童福祉法が改正され、市町村長の認可を得て行うことができる事業として定められたことによりまして、市が認可を行うにあたっての設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

これらの事業につきましては、これまで伊勢市では公的関与のもとに行っている事業はございませんでしたが、国の通知等で設備及び運営に関する基準がこれまでも示されておりました。また、概ね先ほど説明いたしました特定教育・保育施設の基準に準じるものでもあります。

新たに実施していくものでありますので、全て国の基準に従い定めることとします。

まず、10ページの「家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案」をごらんください。

2つ目の「職員数」につきましては、保育従事者1人が保育することができる乳幼児の数を3人以下としております。これは、保育所における0歳児の基準であり、国の基準どおりとします。

次の「設備・面積」につきましては、保育室は1人3.3平方メートル以上を設けることとします。これは、保育所におけるほふくする幼児の基準です。屋外遊戯場は2歳以上児1人つき3.3平方メートルで、同一敷地内を原則とし、付近の代替地でも可とします。これも保育所と同じ基準になります。

次に、11から13ページをごらんください。「小規模保育事業」についてでございます。

小規模保育事業は、保育従事者や設備の基準によりまして、11ページのA型、12ページのB型、13ページのC型の3つの型がございます。

「職員数」は、A型とB型におきましては0歳児が3対1、1・2歳児が6対1、3歳児が20対1、4・5歳児が30対1と、保育所と同じ基準となっております。C型におきましては年齢に関わらず3対1としております。

「設備・面積」につきましては、全ての型で2歳未満の乳幼児の乳児室又はほふく室は1人3.3平方メートル以上、2歳以上児は、A型及びB型では1人1.98平方メートル以上、及び屋外遊技場を1人3.3平方メートル以上設けることとしております。これらの職員及び設備・面積基準は、保育所の基準と同程度となっております。

次は、14ページをごらんください。「事業所内保育事業」についてでございます。

職員数や設備・面積などは保育所の基準と同程度となっております。

事業所内保育事業のポイントといたしましては、15ページの表にありますように、「地域枠の定員」以上の定員枠を設けなければならないということです。

これまでの市内の事業所に設置されております保育施設は、従業員のみの受け入れであり、新たな制度における事業所内保育事業には該当しませんが、今後、従業員以外の地域枠を設けることとなった場合には対象となることも想定されております。

次は、16ページの「居宅訪問型保育事業」についてでございます。

居宅訪問型保育事業は、1つ目の項目「提供する保育」にございますように、2歳児以下の、「障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」など、子供の居宅において1対1で保育するものであります。

「保育従事者」・「職員数」等、全て従うべき基準でありますので国基準どおりとします。

続きまして、17ページの「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」についてでございます。放課後児童健全育成事業とは、放課後児童クラブのことですが、この運営や設備に関する基準を定めるものでございます。

放課後児童クラブの設備及び運営に関しましては、これまでは国が示すガイドラインに沿って伊勢市において要綱等を定めており、これらも踏まえて基準を定めることとします。

2項目の「員数」ですが、国の基準では、「職員は2名以上配置し、うち1名は教員や保育士などの有資格者とする。但し、20人未満の小規模クラブについては、専任職員1名に、併設する施設の兼務職員1名でも可とする。」となっております。

現在伊勢市では、児童数が35人までのクラブは指導員を2名以上、児童数が36人以上のクラブは指導員を3名以上置くことと規定しており、児童数が36人以上の場合は国の基準を超えた基準となっております。

安全なクラブ運営を維持していく上で、これまでの当市の基準を維持することとし、児童数に応じた指導員配置を別途定めると規定します。

次に「児童の集団の規模」ですが、おおむね40人までとするとされております。規定としては国基準のとおりとしますが、「児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つのクラブの中で児童の集団に分けて対応するよう努める」とも規定されていることから、40人を超えるクラブにつきましては運営の中で努力をしていただくこととなります。

次の「施設・設備」、18ページの「開所日数・開所時間」及び「その他」の項目につきましては、現在と同様の内容のため、国の基準のとおりで規定することとします。

基準案の説明につきましては、以上でございます。

なお、これらの基準につきましては、去る5月29日に開催しました「伊勢市子ども・子育て会議」にもお諮りしたもので、今後はパブリックコメントを経て、市議会9月定例会に条例案を提出したいと考えております。

何とぞ御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御発言ございませんか。

御発言もないようでありますので本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について】

◎中山裕司委員長

次に、「伊勢市新型インフルエンザ等行動計画(案)」についての説明をお願いいたします。

副参事。

●川端健康課副参事

それでは、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について、御説明をさせていただきます。

資料3の1をごらんください。まずですね、計画策定の目的についてでございます。

新型インフルエンザにつきましては、ほとんどの人が免疫がございませんので、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念をされております。このことから、発生した場合には、国の危機管理として対応する必要があるため、平成25年4月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行がされております。国全体として万全の態勢を整備して、対策強化を図るため、伊勢市における対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を定めるものでございます。

計画策定の根拠法令につきましては、特措法8条によりまして、県の計画に基づいて、市の計画を策定することが義務づけられております。

計画の主な内容につきましては、まず、基本的な方針といたしまして、目的及び基本的な戦略、基本的な考え方、実施上の留意点、発生時の被害想定、推進するための役割分担、行動計画の主要6項目、これにつきましては実施主体、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、それから予防・まん延防止、医療、市民生活及び市民経済の安定の確保、こちらの6項目でございます。それから発生段階、それぞれの内容を盛り込みをさせていただいております。

各段階における対策としましては、未発生期から県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、また小康期、こちらの5つの段階で対策をお示しをしております。

本来ですと、お配りをさせていただいた本編で御説明を申し上げるところですが、今回は計画の概要で御説明をさせていただきたいと思っております。御了承を賜りたいと思っております。

資料3の3「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）概要」をごらんいただきたいというふうに思います。

1 ページ目をお開きください。まず、策定の経緯でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定につきましては、新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるため、先ほど申し上げました25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定がなされております。

行動計画の策定につきましては、この特措法第8条第1項の規定によりまして、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定することとなっております。

2 ページをごらんいただきますと、対象となる感染症という部分でございますけれども、特措法第2条第1号で新型インフルエンザ等としまして、感染症法第6条の7項及び9項

に規定されたものというふうになっております。

新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルと同様に、社会的な影響が大きいものが発生した場合には、新型インフルと同様の危機管理としての対応が必要となってきますことから、特措法の対象となっております。

次に、めくっていただきまして3ページでございます。対策の基本的な戦略と実施上の留意点でございます。

図にお示しをさせていただきましたように、基本戦略といたしましては、まず医療体制を強化し医療提供のキャパを高める、ピークをできる限り遅らせ、ピーク時の患者数を少なくして、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるようにしていきます。

実施上の留意点といたしましては、基本的人権の尊重、危機管理としての特措法上の性格、関係機関相互の連携協力の確保、記録の作成・保存ということとなります。

次に、4ページ、新型インフルエンザ等発生時の被害想定でございます。

新型インフルが発生した場合には、高い致命率となることが予想されておりまして、過去に世界で大流行いたしましたインフルエンザのデータを参考に、次のように想定をいたしております。

全人口の25%が新型インフルに罹患するという想定をさせていただいた場合に、医療機関を受診する患者数、こちらにつきましては全国で約1,300万人から2,500万人、三重県におきましては、約19万1,000人から36万8,000人、伊勢市におきましては人口按分によりまして約1万4,000人から2万7,000人と想定がなされております。同様に、入院患者数は伊勢市で約560人から2,100人、死亡者数につきましても約180人から680人という予想がなされております。

めくっていただきまして、5ページ、市行動計画における発生段階という部分でございます。

政府行動計画において国の発生段階が示されておりますけれども、地域の実情に応じ、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上、都道府県が判断するということになっております。

市においては、市の行動計画に定められました対策を、県が定めます未発生期から小康期に至る5つの発生段階に応じて実施することといたしたいというふうに思います。

6ページ、市行動計画の主要6項目の対策についてでございます。

基本的な戦略を実現するための対策ということで、発生段階ごとに6項目の対策を行うということとしております。

まず1つ目、実施体制につきましては、発生前には「伊勢市新型インフルエンザ等対策連絡会議」、発生後は、国が緊急事態宣言を発出した場合には、市長を本部長とする対策本部を設置するということとなります。

2つ目、サーベイランス・情報収集、こちらにつきましては、県が実施をいたしますサーベイランスに協力をするとともに、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集してまいりたいというふうに思います。

3つ目、情報提供・共有につきましては、予防・蔓延防止に関する情報、発生状況、対策等について広報、ケーブルテレビ、ホームページ等々多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、迅速に情報提供をしてまいりたいというふうに思います。

予防・蔓延防止につきましては、従来のインフルエンザ対策と同様にですね、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の感染対策を促してまいりたい。また、医療提供者等の特定の職種の従事者に対しまして特定接種や住民接種を実施してまいります。

医療におきましては、県の対策に協力をするとともに、医療提供体制の情報収集を行ってまいります。

6つ目、市民生活及び市民経済の安定の確保については、市民生活及び経済の影響を最小限にできるように国・県・関係機関等と連携し対策を実施してまいりたいと思います。また、要援護者への支援、水の安定供給、適切な火葬の実施、生活関連物資の価格安定等々、市が担うべき対策を実施してまいりたいというふうに思います。

最終7ページにはですね、市の行動計画の各発生段階におけます対策をまとめてございます。未発生期から小康期まで対策の考え方とともにですね、先ほどの6項目についてですね、それぞれの段階でお示しをしておりますのでごらんをいただきたいというふうに思います。

以上が行動計画の概要ということになります。

資料の3の1にお戻りいただきまして、裏面をごらんいただきたいというふうに思います。

去る5月30日に特措法の8条に基づきまして、有識者の意見を聴くこととなっておりますことから、感染症に関します専門的な知識を有します有識者で組織いただいた伊勢保健所の「伊勢地区感染症対策会議」にお諮りをさせていただきました。

今後の予定につきましては、7月から1カ月間パブリックコメントを実施し、市民の皆さんの御意見を頂戴する予定になっております。その後再度ですね、議会報告を経て、最終的には県へ報告し行動計画を確定させるということで進めてまいりたいというふうに考えております。

あくまで非常時の市における包括的な行動計画ということになりますので、個々具体的な行動につきましてはですね、計画が確定した後に、各部においてですね細かい行動マニュアルを固めていくことが必要になってこようかなというふうに思います。新型インフルが発生した場合にはですね、国・県と連携をとりながら、迅速な態勢で望んでまいりたいというふうに考えております。

以上、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

◎中山裕司委員長

ただいまの説明に対しまして何か御発言ございませんか。

ございませんか。御発言もないようでありますので本件につきましては、この程度で終わっておきます。

【第二次行財政改革大綱の総括について】

◎中山裕司委員長

次に、「第二次行財政改革大綱の総括」についての説明を願います。

はい、室長。

● 椿情報調査室長

それでは、「第二次行財政改革大綱の総括」について、御説明申し上げます。

資料は、「第二次行財政改革大綱総括」とタイトルのある資料4の1と、「実施計画結果」とタイトルのある資料4の2の2つでございます。

資料4の2は、取組項目を関係委員協議会別に振り分けて記載をさせていただいております。また、末尾には「取組項目達成状況一覧表」を添付させていただいております。

本日は、この資料の個別項目の説明は割愛させていただきますので、御了承願います。

今回は、「総括」ということでございますので、行革大綱の体系別にまとめました、資料4の1の説明をさせていただきます。

1 ページをお開き願います。

「第二次行財政改革大綱」は、「住民満足度の向上」を大きな目標に掲げ、これを達成するため、「財政改善」、「情報戦略」、「効率化」という3つの柱とその下に連なる12の基本方針を定め、平成22年8月に策定いたしました。その後、同年12月に基本方針別に取組項目をまとめた「実施計画」を作成し、行財政改革に取り組んでまいりました。

平成25年度末で4年間の計画期間が終了いたしましたので、それぞれの基本方針ごとにその取り組みを振り返り、総括をいたしましたものでございます。

柱の1番目、財政改善では、3つの基本方針に取り組みました。

①歳入の一層の確保に努めますの項では、「債権回収対策室」を設置し徴収体制を強化しました。また、「国民健康保険料や介護保険料のコンビニ収納システムの導入」や「上下水道料金のクレジットカード決済の導入」により、納付機会の拡大を図るとともに利用者の利便性及びサービスの向上を図りました。

そのほか、「広告収入の獲得」や「公有財産の売却」等に取り組みをいたしました。

続いて、2ページをお願いいたします。

②歳入の見直しを図りますの項では、「人件費の削減」、「事業総点検」のほか事務事業の見直しや補助金等の見直しなどに取り組みました。

4ページをお願いいたします。

③財政状況をわかりやすく伝えますの項では、予算・決算の時期に発行する「ことしの予算」、「行政活動報告書」、「広報いせ」等を通じて、わかりやすさを念頭に情報提供に努めました。

柱の2番目、情報戦略では、5つの基本方針に取り組みいたしました。

①魅力的な情報を発信しますの項では、ホームページにさまざまな機能を付加・強化するなどして、より魅力的で見やすいように見直しを図りました。

また、ケーブルテレビの行政番組もタレントの起用や新コーナーを設けるなど、親しみやすい番組づくりに取り組みました。

②風通しの良い行政運営をしますの項では、「市民向けの予算・決算情報の充実」の取り組みで、予算情報として「ことしの予算」を、また、決算情報としまして「行政活動報告書」を発行いたしました。

「事業情報の発信」では、全ての予算事業の情報をホームページ上で公開しました。

③情報を重視して事業を実施しますの項では、「公共施設に関する情報の整理」で、平

成24年8月に公共施設マネジメント白書を発行しました。

また、市のさまざまな事業や取り組みについて、どれくらいのコストが必要なのかを計算した、「行政サービスのコスト集」を作成し公表しました。

次に、5ページをお願いいたします。

④市民の皆さんの声を市政に生かしますの項では、「市民意向の調査」で、各課で行われておりましたアンケートを整理し、まとめることで、効率的なアンケート調査を実施をいたしました。

⑤庁内情報を整理しますの項では、「庁内データベースの整備」をはじめとしました電子データ化や、庁内情報を整理する取り組みなどにより情報の共有化を図りました。

柱の3番目、効率化では、4つの基本方針に取り組みいたしました。

①アウトソーシングを進めますの項では、ハートプラザみそのや産業支援センターなどに「指定管理者制度」を導入しました。また、諸業務の「民間委託」などアウトソーシングを進めました。

6ページをごらんください。

②改善運動を展開しますの項では、日々の業務において、業務改善、職員提案を全庁的に広げ活性化する運動を展開するために、「カイゼン」制度を構築しました。

③業務・制度の簡素化・効率化を進めますの項では、「事業関係書類の電子データ化」、「教育用コンピュータ管理の効率化」などの業務の効率化に取り組みました。

7ページをお願いいたします。

④職員が活気を持って働く環境をつくりますの項では、「多様な働き方の検討」、「職場面談の充実」に取り組みいたしました。

最後に、7ページから8ページにかけて、全体のまとめを行っております。

「財政改善」におきましては、30項目の取り組みをいたしました。

歳入確保の取り組みでは、合計で約2億9,500万円の効果額を得られました。

歳出見直しの取り組みでは、人件費の削減で約24億8,500万円、事務事業の見直しで約2億4,000万円、補助金等の見直しで約6,200万円、合計で約27億8,700万円の削減効果を得られました。

「財政改善」では、人件費を中心とした歳出削減に取り組みながらも、一方で行政運営の質の向上を図りながら、財政状況の改善に努めました。

次に、「情報戦略」におきましては、13項目の取り組みを実施しました。

「情報戦略」では、行政運営に必要な情報を効率的に収集し、また、保有する情報を、わかりやすく市民の皆さんに発信していくことにより行政運営の透明性を高めることができました。同時に、庁内情報を整理し、情報の共有化を図ることによりまして業務の効率化が図られました。

続きまして、「効率化」におきましては、24項目の取り組みを実施をいたしました。

アウトソーシングの推進やカイゼン制度の構築など、各課において業務や制度の見直しを行い、一層の事務の効率化を図りました。

以上、取り組みの結果、合計67の実施項目中57項目の取り組みを達成し、達成率は85.1%となりました。計画期間内に達成することができなかった取り組みについては、今後も引き続き取り組んでいくとともに、達成項目につきましても継続すべきものは継続して実

施してまいります。

今回の行財政改革における各種取り組みの結果、合計約30億8,200万円の財政的効果があり、一定の成果を上げることができたと考えております。しかしながら、人口減少による税収の減少や少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加など、依然として本市を取り巻く環境は厳しいことが予測されるため、今後も引き続き、社会環境等の変化に柔軟に対応することができる市役所を目指して、さらなる行財政改革に取り組んでまいります。

以上、第二次行財政改革大綱の総括について御報告をさせていただきました。よろしく御協議をいただきますよう、お願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はいどうも、ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでありますので本件につきましてはこの程度で終わります。

【学校給食費の値上げについて】

◎中山裕司委員長

次に、「学校給食費の値上げ」についての説明を願います。
はい、副参事。

●松村学校教育課副参事

それでは「学校給食費の値上げ」について御説明させていただきます。

この件につきましては、4月の校長会、学校給食協会常任理事会、5月の学校給食協会理事会を経て、5月26日の教育委員会におきましてお諮りさせていただいたところです。

給食費の値上げの必要性に御理解と御協力をいただき、平成26年9月からの値上げの方向性で進めたいと考えており、それに向けての具体的なスケジュールを整理いたしましたので、御報告させていただきます。

御手元の資料を御参照ください。

まず、「1 学校給食費の値上げの必要性について」でございますが、昨今の食材価格の変動の中で、子供たちに必要な栄養量の確保や、質・量への満足感の充足、また、安全・安心な給食を提供するために、献立担当栄養士が創意工夫を凝らして献立の作成に努めているところでございます。

平成26年4月1日より消費税率が8%に引き上げられたことで、現在の給食費の中で調整することには限界があり、バランスの取れた献立作成ができなくなることが懸念されております。

次に、「2 給食費（案）について」でございますが、消費税8%の影響をふまえ、平成26年9月分より給食費の値上げをすることとし、お示ししたように、それぞれ、100円ずつ

の値上げとさせていただきたいと考えております。

考え方といたしましては、「3改定額算定根拠」にお示ししたように、食材価格の変動も含めて検討をいたしました結果、平成27年10月に消費税率が10%へ引き上げられることで、再度、改定を行うことが想定されることもあり、結果として、今回は、消費税影響分である最小限の値上げにとどめておくこととし、10%に引き上げられる時点においては、今後の食材価格の状況なども加味した上で、再度、改定額について検討していきたいと考えております。

今回は、消費税が5%から8%に引き上げられた分のみを上乗せし、100円未満の端数は四捨五入した金額とさせていただきたいと思っております。

4番の今後のスケジュールといたしましては、本日の教育民生委員協議会に報告させていただいた後は、7月の早い段階に、学校及び保護者への通知をさせていただいた上で、9月分から値上げをさせていただきたいと考えております。

学校給食運営を安定させて、これからもおいしい給食を子供たちに食べていただくためにも、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上、よろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

3点ほどお聞きしたいんですけども、まず1つは、これまで4月に校長会、それから5月に学校給食協会理事会、それから、教育委員会でこのことについて議論をしたということなんですけども、その中で特に重要な議論の中身について教えていただきたいんですけども。

◎中山裕司委員長

副参事。

●松村学校教育課副参事

このような御説明をさせていただいたところ、おおむね御理解をいただいたというふうに考えております。

◎中山裕司委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

次に、2点目なんですけども、今、文部科学省などでも問題になっているんですけども、この給食費の滞納が全国的にあると、ふえているという統計もあるんですけども、

今、伊勢市でその滞納の状況どのようになっているのか。

それからこの数年の推移などについて、もし数字をお持ちでしたらお示し願いたいのですが。

◎中山裕司委員長

副参事。

●松村学校教育課副参事

25年度分につきましては、ただいま調査中でございます。24年度分につきましては、徴収率が99.91%で未納率は0.09%でございます。この数字につきましては、およそこのような数値で99%というようなことで聞いております。

また、25年度の集計中ではございますけれども、同じような、数字になろうというふうな予測でございます。以上でございます。

◎中山裕司委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

それからですね、学校給食費の天引きの問題があるんですけども、実は、2011年に伊勢市の市民から教育委員会あてに質問が出されております。

当時、子ども手当なんですけれども、この子ども手当について、そこからの天引きができないのかという質問に対して、教育委員会としては、この子ども手当は、この権利を譲り渡したり担保に供したり、差し押さえたりすることができないと、それ現行制度では、地方自治体は子ども手当を給食費に充当することはできないというふうに答えております。

ところが最近、今年になってから文部科学省からですね、児童手当、これについて、給食費等について納付できる、そういう仕組みを導入するに当たって学校給食担当課と児童手当担当部局との連携を充分図りながら事務を進めていただくよう、そういう通知が出ておるんですけども、今後伊勢市としてはこの問題についてどのように進めていかれるのか、先ほどお伺いしました、0.09%というその滞納率、その部分に対して文部科学省の言ってる方針で進めるのか、それとも、じっくりと慎重にやって進めていくのかについてお聞きしたいのですが。

◎中山裕司委員長

はい、部長。

●玉置教育部長

国からの通知にのってですね、すぐにその天引きをするというようなことは現在のところは考えておりません。

ただ、不公平感というのが出てまいりますと、それはいけないことですので、例えばこ

の学校のほうで随分と滞納されてる方については、丁寧に御説明も申し上げて支払いをしていただけるように働いていただいておりますので、もう少し様子を見させていただきまして、検討しなければならない時期が来ましたらですね、検討させていただきたい、そういうふうに考えております。

◎中山裕司委員長

はい、楠木委員

○楠木宏彦委員

現在、就労形態も不安定雇用がふえてましてですね、収入も大幅に下がってきているという状況がございます。

その中で、払いたくても払えないという家庭もね、あると思うわけで、この0.09%といのはおそらくほとんどがそういう家庭だと思うんで、今のお話しにしてもですね、慎重にも慎重を期して進めていただきたいというふうに考えております。

◎中山裕司委員長

よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎中山裕司委員長

他に御発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わります。続いて報告案件に入ります。

【第76回国民体育大会について】

◎中山裕司委員長

初めに、「第76回国民体育大会」についての報告を願います。

はい、課長。

●濱口スポーツ課長

「第76回国民体育大会」について、御報告申し上げます。

資料6を御高覧賜りますようお願いいたします。

御承知のとおり、平成33年に三重県で国民体育大会が開催されることとなりました。

現在、各種目の開催地の選定が行われておりまして、伊勢市につきましては2ページにもありますように、昨年5月の第1次選定におきまして「陸上競技」、それから3ページに

もありますように、本年3月の2次選定におきまして「女子サッカー、卓球、相撲、バドミントン」の4種目、合計5種目の開催が決定されております。

現状としましては、まだ、全ての種目の開催地は決定しておりませんが、今後随時、決定されていく予定でございます。

また、平成30年度には東海4県で全国高校総体が開催され、陸上競技を含む15種目が三重県で開催されることも内定しております。

陸上競技の開催にあたり、現在の県営総合陸上競技場を国際大会などが開催できる日本陸上競技連盟公認の「第1種公認陸上競技場」の施設基準を満たす必要があることから、三重県において今後改修工事が行われます。

以上、「第76回国民体育大会」について御報告申し上げます。

よろしくお願いたします。

◎中山裕司委員長

はいどうもありがとうございます。ただいまの報告につきましては、報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わっておきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【低炭素社会モデル事業のその後の経過について】

◎中山裕司委員長

はい。次に、「低炭素社会モデル事業その後の経過」についての報告を願います。

はい、課長。

●出口環境課長

それでは「低炭素社会モデル事業のその後の経過について」を御説明させていただきます。

この低炭素社会モデル事業につきましては、平成26年6月12日開催の教育民生委員協議会におきまして、三重県が行う当該モデル事業への参画、また、昨年8月20日には、行動計画「おかげさまAction!」の策定及びその行動計画の取り組み内容につきまして、御報告申し上げたところでございます。その後の経過や取組状況につきまして、御報告させていただきます。

資料7の1をごらんください。

まず1つ目の「モデル事業の経緯」でございますが、このモデル事業は、三重県が「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県全体から排出される温室効果ガスを削減する取り組みの一環として、県内の観光地における、電気自動車等を使用しながら楽しく観光できる環境づくりと、電気自動車等を地域でより便利に使える環境づくりをモデル的に行い、市民と低炭素社会の具体的な姿を共有し、意識の高まりを新たな行動につなげ、新たな豊かさを実感できる社会づくりを行うため、県内市町村に対してモデル事業の募集をしたもので、伊勢市では、このモデル事業が、新エネルギーの導入や省エネ活動の普及、また、「地球温暖化防止実行計画」の趣旨や取組内容から、三重県の採択を受け、本モデル事

業を実施することとなったものでございます。

2の「モデル事業の概要」でございますが、事業期間は、平成24年度から平成27年度の4カ年でございます。

実施内容としまして、平成24年度には、三重県から支援を受けて設立した「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」におきまして、「電気自動車等を地域で使う環境づくり」、「電気自動車等で観光できる環境づくり」をテーマとした具体的な取り組みの検討を行い、行動計画「おかげさまAction!」を策定しました。

平成25年度以降につきましては、その行動計画「おかげさまAction!」に基づき、協議会を構成する各主体が中心となり具体的な取り組みを行うこととしております。

協議会参画者につきましては、資料7の2を御参照ください。

2ページ目をごらんください。

「3 平成25年度の取組」としまして、まず、1協議会では、昨年、「おかげさまAction!」の短期事業期間にあたり、式年遷宮の年であり、多くの方々が伊勢市を訪れるため、電気自動車等が活用されている姿を多くの人に見ていただける機会と捉え、電気自動車の導入を図りました。

「ア 小型モビリティの導入」につきましては、昨年10月、NTN株式会社様から二人乗りの小型モビリティ5台を、伊勢市、伊勢商工会議所、伊勢市観光協会などの参画者にそれぞれ1台ずつ貸与いただき、業務用として活用しております。

一人乗りのコムスにつきましては、低炭素社会で豊かに暮らせる伊勢市の実現のため、「ええやんか!マイバック・レジ袋有料化検討会」から4台の購入等の経費の支援を受け導入いたしました。現在は伊勢市観光協会で活用するとともに、イベントにおいて、展示や試乗会を開催するなど、電気自動車の普及促進に活用しております。

「イの電気バスの導入」では、三重交通株式会社様が今年3月31日から宇治山田駅・伊勢市駅と外宮・内宮間での運行を開始しました。この電気バスのラッピングは、伊勢市における低炭素社会づくりに賛同いただいた、株式会社ポケモン様より御協力を得て、ポケットモンスターで有名な「ピカチュウ」のラッピングが施されており、幅広い年代への普及啓発が期待されております。

次に、「ウの「おかげさまAction!」シンボルマーク、充電施設ピクトグラム・絵文字」につきましては、昨年8月にデザインの公募を行い、合わせて275点の応募があり、昨年10月13日に開催されました環境フェアで発表・表彰を行いました。

シンボルマークは、行動計画の「おかげさまAction!」の活動を示すもので、また、ピクトグラムは、充電施設の設置箇所を示す看板として作成したもので、今後、充電器を設置される事業者等にデザインの活用普及を図る予定でございます。

そのデザインにつきましては、資料7の3「デザインマニュアル」に、デザインやその取り扱いについて記載されておりますので、後ほど、御高覧ください。

なお、ピクトグラムにつきましては、市役所出入口の充電器設置看板として設けてありますので、ごらんいただければと思います。

次に、「エ EV・PHV用充電器設置ガイドブックの作成」につきましては、EV・電気自動車、PHV・プラグイン・ハイブリッドの充電施設として、観光施設、商業施設及び宿泊施設に充電器を設置しようとする人向けに、協議会に参画する充電器メーカー様の

協力を得て作成をしました。

このガイドブックにつきましては、「電気自動車とは」から始まり、充電器の種類、設置場所の表示・課金方法など、始めて携わる方にもわかりやすくまとめたものでございます。後ほど資料7の4「EV・PHV用充電器設置ガイドブック」を御高覧ください。

3ページをごらんください。

オの「普及啓発」でございますが、昨年度におきまして、電気自動車等の普及啓発を推進するため、各種イベントにおける展示や試乗会などの普及啓発を行いました。

次に、中段、2の「市の取り組み」としまして、市も事業所の一環として、率先して取り組みをしております。

アの「電気自動車の導入」としましては、昨年8月、軽貨物自動車2台を購入し、職員の移動、荷物の運搬などに使用するほか、市内で開催されるイベントにおいて展示を行うなどの普及啓発に活用しております。

イの「電気自動車用急速充電器の設置」につきましては、当市の観光拠点の一つとしてあります外宮周辺に位置する市役所に、昨年度、完成しましたエネルギー棟1階に電気自動車用充電器を設置しました。

設置した充電器は、短期で80%まで充電が可能な急速充電器2基と、公用車用としまして長時間で100%まで充電ができる普通充電器を3基設置をしました。急速充電器につきましては、この4月から24時間、年中無休で、一般の利用者の供給を開始しております。利用料金につきましては、1回あたり300円としております。

次に、4ページをごらんください。

「今後の取り組み」としまして、行動計画「おかげさまAction!」に基づき、取り組みを進めるとともに、「1 観光プランの作成・活用」、「2 小型EVの活用検討」、「3 充電器の普及」、「4 EVの普及・啓発」、「災害時の活用」を、今年度の主な取り組んでいくこととします。

1つ目の「観光プランの作成・活用」につきましては、観光客が市内で活用する手段としまして、走行中に二酸化炭素を発生しない電気自動車を活用していただくためガイドブックを作成します。また、観光モデルコースを小型自動車で回るモニターツアーを開催し、モニターツアーからモデルコースや、小型自動車について、アンケートをさせていただいて、今後の小型EVの活用の取り組みの参考としたいと考えております。

2つ目の「小型EVの活用検討」につきましては、小型電気自動車の環境ややさしい自動車を用いて、レンタカーより短時間で利用できるカーシェアリングの実施を検討しております。

3の「充電施設の普及」につきましては、観光客の電欠不安を解消し、安心して電気自動車等で移動ができる環境を整備するため、観光施設や宿泊施設等への充電器の設置を促進します。また、昨年度完成しましたガイドブックの活用や充電器を示すピクトグラムの活用を充電設置者に促していきます。

4つ目としまして「EV等の普及・啓発」につきましては、「伊勢楽市」などの多くのイベントで、協議会の取り組みの紹介、電気自動車等の環境に優しい自動車の展示・試乗会を開催し、より多くの市民や観光客に実際に、見て・体感していただくことで、電気自動車の普及啓発に取り組むたいと考えています。

5の「災害時のEVの活用検討」につきましては、小学校単位で取り組んでいる「地域まちづくり協議会」において、災害時における停電時の電力供給車として電気自動車を活用する仕組みづくりを構築していきたいと考えております。

なお、参考資料としまして、協議会の活動をまとめました「おかげさまAction!活動報告」、及び「ピカチュウ電気バス」を添付させていただいておりますので、後ほど、御高覧ください。

以上、「低炭素社会モデル事業のその後の経過について」の御報告させていただきました。よろしくお願いたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。ただいまの報告につきまして、報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わっておきたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい。以上で、御協議願います案件はすべて終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

閉会 午後3時17分